

建設工事等競争入札参加資格再認定取扱要領

平成31年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、東広島市建設業者等請負業者選定に関する規程（昭和51年東広島市訓令第14号。以下「規程」という。）に基づき資格認定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、次に掲げるものに係る再度の資格認定（以下「再認定」という。）の申請手続き等について必要な事項を定める。

(再認定申請ができる者)

第2条 会社更生手続等により企業再建の途上にある者で、次に掲げる者（以下「再建途上者」と総称する。）

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）

(3) 債権者全員の同意を受けて法令によらない会社再建を進めている者で、債務の弁済状況及び再建開始後の工事の施工状況等からその再建が軌道に乗っていると認められる者（以下「一般再建者」という。）

2 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく合併、営業譲渡等により新たに設立された会社等で次に掲げる者（以下「合併者等」と総称する。）なお、建設業に係る営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った建設業者の建設業に係る当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社については、(2)、(3)又は(4)の合併者等に準じて取り扱うものとする。

(1) 入札参加資格者の合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は入札参加資格者の合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）

(2) 新たに会社が設立され、当該会社が入札参加資格者の建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「承継譲渡会社」という。）の建設業に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）

(3) 入札参加資格者が他の建設業者から建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の建設業に係る当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合に

における当該営業を譲り受けた入札参加資格者（以下「譲受業者」という。）

(4) 入札参加資格を有さない建設業者が他の入札参加資格者から建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「営業譲渡者」という。）の建設業に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（以下「営業譲受者」という。）

3 国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者で次に掲げる者（以下「グループ経審受審者等」という。）

(1) 平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者（以下「グループ経審受審者」という。）

(2) 平成20年国土交通省告示第85号附則六の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者（以下「持株会社化経審受審者」という。）

(再認定の対象となる入札参加資格の範囲等)

第3条 再建途上者で再認定を受けようとする者は、この要領に特別の定めがある場合を除き、入札参加資格を有する全ての業種について再認定の申請をしなければならない。

2 合併により再認定を受けようとする者は、合併により消滅する入札参加資格者及び合併存続会社が合併時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

3 承継譲受会社で再認定を受けようとする者は、承継譲渡会社が営業譲渡時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

4 譲受業者で再認定を受けようとする者は、譲受業者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。ただし、譲受業者は、譲渡業者が建設業に係る営業をすべて譲渡した場合に限り、譲渡業者が有する資格についても再認定を申請できる。

5 営業譲受者で再認定を受けようとする者は、営業譲渡者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

6 グループ経審受審者で再認定を受けようとする者は、認定された企業集団の構成企業が再認定を申請する時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。

7 持株会社化経審受審者で再認定を受けようとする者は、持株会社化経審受審者が再認定を申請する時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認

定の申請をしなければならない。

8 合併者等及びグループ経審受審者等は、同時に再認定の申請をしなければならない。

(再認定の申請に必要な書類)

第4条 再認定の申請(以下「再申請」という。)をしようとする者(以下「再申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、書類については、持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

(1) 再度の入札参加資格審査申請書

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市長が公告した建設工事にかかる入札参加資格審査申請書及びその添付書類(次に掲げるものを除く。以下「入札参加資格審査申請書」という。)

(3) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し

(4) 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類の写し

(5) 工事経歴書の写し

(6) 貸借対照表及び損益計算書の写し

(7) 登記事項証明書及び定款の写し

(8) その他市長が審査に必要な書類として指示する書類

2 前項の提出書類については、次の各号に掲げるところにより作成しなければならない。

(1) 書類作成の基準とする時点(以下「基準日」という。)は、次のとおりとする。

ア 合併者等の場合は、合併又は営業譲渡時

イ グループ経審受審者については、原則として、グループ経審を申請する日の直前の親会社の営業年度終了の日

ウ 持株会社化経審受審者については、原則として、企業結合の日

エ 更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者については、手続開始決定時

オ 一般再建者にあつては、債権者全員の会社再建についての同意があつたとき

(2) 入札参加資格審査申請書のうち、入札参加資格の審査を希望する業種については、第3条の各項で定める業種の範囲内に限り希望することができる。

(3) 経営事項審査の総合評定値通知書の写しについては、基準日以降の日を審査基準日とする最新のものとする。

(4) 工事経歴書については、(3)の経営事項審査申請の際に添付書類としたものの写しを添付する。

(5) 貸借対照表については、(3)の経営事項審査の審査基準日の時点を基に

作成する。

(6) 損益計算書については、(3)の経営事項審査の審査基準日までの1年間におけるものを作成する。

(7) 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類とは、次に掲げる書類とする。

ア 合併者等の場合は、合併契約書又は営業譲渡契約書の写し

イ グループ経審受審者については、企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し

ウ 持株会社化経審受審者については、企業集団及び企業集団についての数値認定書の写し

エ 更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者の場合は、手続開始決定書の写し

オ 一般再建者の場合は、債権者全員が会社再建に同意していることを証する書類の写し

カ 一般再建者の場合は、あわせて次の書類を提出しなければならない。

(ア) 再建開始の原因となった債務(以下「旧債務」という。)の確定した弁済計画書の写し

(イ) (ア)の弁済計画に基づき行われた、旧債務弁済の履行状況を証する書類の写し

(ウ) 審査を希望する業種ごとに、基準日以降に請負った工事を完了させた実績があることを証する書類(建築一式工事の場合は1件1500万円以上、それ以外の工事の場合は1件500万円以上の請負金額であるものに限る。)

(ヒアリング)

第5条 再申請者が再建途上者の場合、市長は、再申請者から次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、再申請者は、ヒアリングに際し参考となる資料を、第4条第1項に掲げる書類とともに提出しなければならない。

(1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し

(2) 技術者の確保等工事の施工体制

(3) 下請業者、資材業者等との業務の協力状況

(4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況

(5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針

(6) 再建に係る計画案作成の方針(計画認可の決定後においては、当該計画の遂行状況)

(7) その他市長が、必要と認める事項

(再申請に係る入札参加資格審査)

第6条 市長は、規程に基づいて資格審査を行う。

2 市長は必要があれば、前項の資格審査にあたって、あらかじめ東広島市建設業者等選定審査会（以下「審査会」という。）に諮ることができる。

（再認定の効果及び認定結果の通知等）

第7条 市長は、前条の審査に基づき入札参加資格の認定を行ったときは、再認定前に入札参加資格を取消すとともに、再認定後に入札参加資格の内容及び再認定前に入札参加資格を取消した旨を再申請者に通知する。

2 市長は、第6条の規定により入札参加資格の認定をしないときは、再申請者にその理由を付して通知する。

（入札参加資格の有効期間）

第8条 前条の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格を認定した日から規程に基づく次回の定期的入札参加資格の認定のときまでとする。

（銀行取引停止処分を受けている者の再認定の特例）

第9条 銀行取引停止処分を受けている再建途上者が、再申請を行う場合には、第4条に規定する書類に加えて、次の書類を提出しなければならない。なお、この場合、業種は2つまでしか希望することができない。

（1）旧債務の弁済が完了していることを証する書類

（2）認定希望業種の工事を施工する上で必要となる関係取引先が、市工事の施工について協力する旨確約していることを証する書類

（3）市工事を受注した際に履行保証契約が締結可能である旨の履行保証機関の証明書などの契約保証金の納付が可能であることを証する書類

（4）その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合には、当該再建途上者が市工事の施工上問題がないと認められ、あらかじめ審査会に諮ってその意見を聴いた上でなければ、再認定してはならない。なお、再認定する資格には、受注できる工事の規模、入札に参加（随意契約に係る見積書の提出を含む。）する場合に発注者に提出すべき書類その他必要と認められる条件を付することができるものとする。

3 市長は、前項の再認定を行った資格者が、認定期間中に銀行取引停止処分を解除されて工事の施工上の資金面の問題が解消されたと認められる場合には、当該資格者について、再度再認定を行うことができる。この場合の申請及び認定については、銀行取引停止処分を受けていない再建途上者に対する取扱いと同様とする。

（その他）

第10条 この要領は、一般競争入札及び指名競争入札の入札者並びに随意契約の相手方となるため市長の資格の認定を受けた測量及び建設コンサルタント

ト業者等について準用する。

2 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(様式第1号)

再度の入札参加資格審査申請書

年 月 日

東広島市長 様

所在地

商号及び名称

代表者職氏名

印

次の理由により、再度入札参加資格審査の申請をします。

申請理由（該当に○を付けること。）

1 会社が合併等を行ったため。

(1) 会社法に基づく合併を行ったため。

合併した会社の入札参加資格の内容：

合併後存続する会社の入札参加資格の内容：

(2) 会社法に基づく営業譲渡を受けたため。

営業譲渡した会社の入札参加資格の内容：

営業譲渡を受けた会社の入札参加資格の内容：

(3) 会社法に基づく会社分割により事業を承継したため。

分割した会社の入札参加資格の内容：

承継した会社の入札参加資格の内容：

2 グループ経審を受審したため。

3 会社の再建の見込みが確実であるため。

(1) 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたため。

(2) 民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたため。

(3) 法令によらず任意で行っている再建が軌道に乗ったため。

注) 要領第3条第8項に該当する場合には、連名で申請書を作成すること。

(様式第2号)

入札参加資格認定通知書

年 月 日

所在地
商号及び名称
代表者職氏名

様

東広島市長

年 月 日付けで再申請のあった入札参加資格については、次のとおり資格があると認定したので、通知します。

なお、承継譲渡会社、建設業に係る営業を全て譲渡した譲渡業者又はグループ経審受審者で業種毎の代表企業以外の入札参加資格者の資格については、本認定による資格の発効日と同日付けで取消します。

(銀行取引停止中の者に対しては、次のただし書き以下を加える。)

ただし、次の条件を付しますので、入札に参加(随意契約に係る見積書の提出を含む。)する場合は遵守していただくとともに、これに違反して行う行為はすべて無効としますので注意してください。

【認定条件】

- 1 工事の請負代金が、〇〇〇〇円を超える工事を請負ってはならない。
- 2 工事の入札について指名される都度、当該工事の契約保証金の納付が可能であることを証する書類を、入札の日までに、工事の発注者に提出すること。
- 3 工事を落札する都度、当該工事の施工に関係するすべての取引業者が、当該工事の施工について協力する旨確約していることを証する書類を、契約の日までに、工事の発注機関に提出すること。
- 4 市工事を同時に2つ以上請負ってはならない。